

令和4年2月16日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 高柳 貴美代

〃 稗田 美菜子

〃 古濱 薫

〃 藤江 竜三

〃 柏木 洋志

〃 青木 淳子

議案の提出について

議員提出第 1 号議案

国立市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

(説明) 欠席等の事由として、疾病、介護、育児等に加えて公務を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を行うものである。

国立市議会会議規則の一部を改正する規則案

国立市議会会議規則（昭和42年3月国立市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「疾病、看護、介護、育児その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）またはパートナーシップの関係（国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成29年12月国立市条例第36号）第2条第10号に規定する関係をいう。）にある者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「本人またはその配偶者の」及び「（出産前及び出産後の期間を含む。）」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定による届出をした議員は、出産における母性および乳児の健康の保持および増進その他の事情のため当該届出をした期間の前または後に出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。